

不法投棄や公共土木施設（道路・公園・緑地）や交通安全施設（信号機・交通標識等）の問題を見つけたら、迷わず通報！

不法投棄や公共土木施設等の問題を「誰かが通報してくれるだろう」と無視していませんか？
発見者自身が通報（※注1）していただくことで、迅速な対応が可能になります！

発見時に以下の通報方法を確認し、状況に応じた連絡先へ通報ください。

※注1～各自治会区域での不法投棄は各自治会または各管理組合が通報。公共土木施設
の不法投棄や公共土木施設・交通安全施設の損傷は発見者自身が通報。

通報が必要なケースと通報先

1. どこに通報・相談したら良いかわからない場合

●通報先：**見沼区暮らし応援室**

●電話：048-681-6026 FAX：048-681-6162

●メール：minumaku-kurashioen@city.saitama.lg.jp

●メールアドレス入力の煩わしい方は、QRコード（裏面）を使えばメールアドレスを手動で入力する手間が省けます。



2. 公共土木施設（道路・公園・緑地）の不法投棄を発見した場合

●通報先：**さいたま市不法投棄 110 番**

●電話/FAX：0120-5374-31（フリーダイヤル：ゴミナシ・サイちゃん）

●メール：saitama110@city.saitama.lg.jp

にて写真（近景・遠景）の添付が可能です



●メールアドレス入力の煩わしい方は、QRコード（裏面）を使えばメールアドレスを手動で入力する手間が省けます。

3. 公共土木施設（道路・公園・緑地）の損傷を発見した場合

●通報方法：**スマホのアプリ「まちパト」**

損傷のスマホ位置情報と写真（近景・遠景）を添付し、行政へ直接通報できます。



●過去の通報事例：公園の草が伸び放題の草刈り、公園歩道の舗装穴、公園入口の段差解消、道路脇の歩道の草刈り、縁石の損壊、・・・

●「まちパトの使い方」「まちパトの起動」については、QRコード（裏面）を読み取り

4. 交通安全施設の損傷を発見した場合（交通事故のリスクが高く・緊急性を要する損傷） （信号機や交通標識の故障・損壊、カーブミラーの損傷、ガードレールの損壊・・・）

●通報先：**大宮東警察署の交通課（電話番号 代表：048-682-0110）**

※「まちパト」で通報可能ですが、緊急性を要するので上記通報先へ

あなたの通報が、住みやすい街づくりにつながります！

ご協力よろしくお願ひします。

＜深作多目的遊水地協議会＞